

東京都子供・子育て会議事務局 御中

2014年9月9日

意見書

【児童虐待防止対策の充実について】

居所不明児童問題について

- ・今年5月に厚木市において5歳の児童が父親のネグレクトによって死亡。白骨化して見つかる事件が起きました
 - ・被害者の児童のように「居所不明児童」が、必要な教育・福祉サービスも受けられず、虐待や殺人事件の被害者となっています
 - ・日本全国で、小中高生だけで、705人。(出典：文部科学省 学校基本調査 2013年5月)乳幼児も含めると5000人という報道もあります。(出典：約5000人の行方不明児童 生死に関わらず調査されぬ現状も - ライブドアニュース <http://bit.ly/1z9reFU>)
 - ・東京都は「居所不明児童ゼロ」を目指し、有効な対策を取って下さい
 - ・例えば、大阪市の富田林市男児殺人事件の場合、男児は4ヶ月と1歳6ヶ月の乳幼児健診を受けていませんでした。不審に思った保健師が何度か訪問したが留守で、そのままにしてしまいました。にもかかわらず、児童手当は家族からの申請によって継続受給されていました
 - ・こうした場合、児童手当を給付する代わりに、健診を受けさせる。または児童手当を一旦止めて、手続きのために両親を子ども連れで来させる、等の対応をしていれば、悲劇は防げました
 - ・東京都は基礎自治体と共に「居所不明児童ゼロ協議会」を創設し、具体的なアクションにすぐに取り組むべきです
- 例1) 児童手当と健診の連動化
- 例2) 3歳以上で幼稚園にも保育所にも行っていない児童はおよそ2～3%なので、その家庭にはくまなく訪問する
- 例3) NHK やガス会社等と協力し、居所不明児童家庭への訪問情報を共有

支援を担う人材の確保、育成について

- ・児童虐待の相談件数は増加しているにもかかわらず、児童相談所等の現場職員の数足りておらず対応が充分にできていない状況です。そのため、現場の職員数を増やすことを求めます。
- ・しかしながら、公務員数を増やすことに上限があるのも事実です。ゆえに、非公務員を児相の現場に積極的に登用することを検討してください。
- ・たとえば、膨大な量のケースを抱えているケースワーカーに補助をそれぞれつけることによって、ケースワークの質を高めていく等のことが考えられます

・児相の業務は福祉性が強く、専門性が高いのはよく分かっていますが、**全ての業務が公務員でなければならない、というものでもありません。業務を棚卸しし、切り分け、公務員以外でできる部分は非公務員に任せていく等、機動的な人材補強をして頂きたい**と思います。

【社会的養護体制の充実】

特別養子縁組について

・東京都と民間の特別養子縁組団体との**コミュニケーションができる会合の場**を作ってください。現在、東京都と民間特別養子縁組団体の関係は、不幸なことに「取り締まる人と、取り締まれる人」でしかありません。

・半年に1回で良いので、コミュニケーションの場を設け、相互不信を解く必要があります。そして、それぞれのケースの中で連携可能な部分を発見し、実践に繋げていって頂きたいと思います。

「東京都里親認定基準」の「家庭及び構成員の状況」項目の(5)の撤廃について

・「東京都里親認定基準」の「家庭及び構成員の状況」項目の(5)は下記のような記載となっています。

(5) 里親申込者は、配偶者がいない場合には、次の全ての要件を満たしていること。
ア 児童養育の経験があること、又は保健師、看護師、保育士等の資格を有していること。

イ 起居を共にし、主たる養育者の補助者として子供の養育に関わることができる、20歳以上の子又は父母等がいること。

・同項目によれば、里親に認定されるためには、配偶者がいる者、すなわち、法律婚をしている夫婦であることが原則であり、そうでない者は、ア記載の資格を持ち、イ記載の同居人がいるという二条件が付加されています。すなわち、同項目は、認定の段階で、かかる条件を欠く**未婚者や同性カップル等法律婚夫婦に該当しない者を排除する項目**となっております（昨年10月、東京都福祉保健局より、「同性パートナーの存在はイ記載の条件に該当しない」との回答を得ております）。

・しかし、児童養護施設偏重の現状を是正するため、政府が家庭養護の促進という目標を掲げる中、このような旧態依然とした基準は、多様な人材をあらかじめ排除するものであり、現状に即していません。

・里親にふさわしい人材か否かは、認定・登録の後の委託の段階で判断されるべきです。法律婚をしている夫婦のみを「里親にふさわしい人材」として認定基準とすることは、

その他の人材を排除し、ひいては、要保護児童が養育家庭等で生活できる機会を狭めるものです。よって、「東京都里親認定基準」の「家庭及び構成員の状況」項目の(5)の撤廃を求めます。

(参考資料)も添付します。

【ひとり親家庭の自立支援の推進】

スマートフォン対応して下さい

- ・現在、東京都で行っているひとり親家庭支援のサイトについてスマートフォン等でも閲覧できるように改善してください。
- ・こうした相談サイトは利便性を高めて、多くの人々に利用して頂くことが重要ですが、ユーザー側の視点が欠落しています。

東京都ひとり親家庭支援センター はあと

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/sodan/haat.html>

父子世帯相談窓口の設置

- ・父子世帯に対する支援はイベント&セミナーの情報提供や、当事者団体の紹介のみとなっています。父子世帯は、母子世帯に比べて相談相手が少ないという統計もあります。また、集まる場があってもなかなか来ないという声もあります。

・出典：相談相手の有無について(資料6-2)

「いる」の割合が両親世帯 92.3%に対し、母子世帯 90.5%、父子世帯 74.2%

・出典：関係団体ヒアリング抜粋(資料6-3)

父子家庭は孤立しやすいが、集まる場があってもなかなか来ない。

- ・父子世帯について電話相談や、メール等での相談を受け付ける相談窓口を設置してください。

【障害児施策の充実】

障害児通所施設の長時間保育を支援して下さい

- ・現在、障害児を育てながらフルタイムで就業できている母親は、障害児世帯の僅か5%でしかありません

・この理由の一つが、**中度以上の障害児を預かる施設が極端に不足している**ことがあります

・保育所は応諾義務があれど、特に私立保育園においては人員配置が難しいことから、障害児の受け入れに現場レベルでは及び腰です

・また、東京都が監督責任を負う、児童発達支援事業においては、開所時間の平均は4~5時間で、これでは**フルタイム勤務は不可能**です

- ・これは、児童発達支援事業の補助が4～5時間開所を前提としているためです
- ・また、延長加算制度は制度としては存在しますが、**東京都は事実上延長加算を取れない運用をしています**

・「療育の内容が営業時間外でしか実施できない」もの場合のみ、延長加算を取れるそうですが、「親の就業で迎えが遅くなるから延長」というのは認められません。(フローレンスが実際に担当者から言われました)

- ・児童発達支援は確かに療育を前提とした制度ではありますが、障害児の親の就労環境は多様化しています。長時間保育にも対応できる制度にして頂きたいと思います

現実に即していない重症心身障害児基準をバージョンアップして下さい

- ・現在東京都は、児童発達支援事業等で重症心身障害児の認定をする際に、**大島分類**を使っています。大島分類は府中療育センター元院長大島一良が副院長時代に発表した重症心身障害児の区分で、分類表の1から4までを重症心身障害児と定義しています

						知能(IQ)
						80
	21	22	23	24	25	70 境界
	20	13	14	15	16	50 軽度
	19	12	7	8	9	35 中度
	18	11	6	3	4	20 重度
	17	10	5	2	1	最重度
運動機能	走れる	歩ける	歩行障害	坐れる	寝たきり	

- ・しかし、医療技術の発達によって重心児の定義は揺らいでいます。例えば、「**歩く重心児**」という子ども達があります。

・彼らは、呼吸器や経管栄養をつけていたりしますが、歩くことができます。医療ケアが必要な意味で重心児ですが、歩くことができるだけで、大島分類における重心児基準からは外れてしまいます

・そうすると、医療ケアが必要でマンツーマンケアを必要とするにも関わらず、東京都の**重心児都加算からは外れてしまう**ことが起きます。

- ・大島分類に加え、新たな基準を設け、現場に即した重心児支援ができるよう、ご検討宜しくお願いします

以上

NPO 法人 全国小規模保育協議会 理事長
（財）日本病児保育協会 理事長
認定 NPO 法人フローレンス 代表理事
内閣府 子ども子育て会議 委員
駒崎弘樹

(参考資料)

東京都里親認定基準

東京都里親認定基準は、登録種別毎に定められています。希望する登録種別の認定基準を確認してください。

【平成 24 年 4 月 1 日現在】

項目

登録種別

養育家庭（ほっとファミリー）

里親申込者の基本要件

- (1) 心身ともに健全であること。(注釈 1)
- (2) 児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること。
- (3) 児童の養育に関し、虐待等の問題がないと認められること。
- (4) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）その他関係法令等が適用になること。
- (5) 申込者又は同居家族が、次の各号のいずれかに該当していないこと。

ア 成年被後見人又は被保佐人（同居人にあつては除く。）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

ウ 児童福祉法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

エ 児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者。

- (6) 世帯の収入額が生活保護基準を原則として上回っていること。(注釈 2)(注釈 3)
- (7) 委託児童との養子縁組を目的としないものであること。

家庭及び構成員の状況

- (1) 家庭生活が円満に営まれていること。
- (2) 里親申込者と起居を共にする者は、児童の受託について十分な理解を有するものであること。
- (3) 里親申込者と起居を共にする者のうち、日常生活をする上で主たる養育者となる者が特別に対応しなければならない者がいないこと。
- (4) 里親申込者のうち、主たる養育者となる者の年齢は、原則として 25 歳以上 65 歳未満（注釈 5）であること。(注釈 6)(注釈 7)

- (5) 里親申込者は、配偶者がいない場合には、次の全ての要件を満たしていること。(注釈 10)
- ア 児童養育の経験があること、又は保健師、看護師、保育士等の資格を有していること。
- イ 起居を共にし、主たる養育者の補助者として子供の養育に関わることができる、20 歳以上の子又は父母等がいること。(注釈 11)
- (6) 里親申込者が要保護児童の親族である場合は、親族里親の(4)の要件を満たすこと。

養子縁組里親

里親申込者の基本要件 (1)から(6)まで養育家庭と同じ。

(7) 委託児童との養子縁組を目的とするものであること。

家庭及び構成員の状況 (1)から(3)まで養育家庭と同じ。

(4) 里親申込者は、原則として 25 歳以上 50 歳未満であり、婚姻していること。(注釈 9)

家庭家屋及び居住地の状況 養育家庭と同じ。

受託動機 養育家庭と同じ。

【注釈 1】「心身ともに健全であること」とは、児童の養育に必要な「健全」さであり、障害や疾病を有していても、児童の養育に差し支えがなければ、この要件を満たす。

【注釈 2】生活保護基準を下回っても、別紙様式により、経済的に困窮していないことが確認された場合には、この基準を満たすものとして取り扱う。

【注釈 3、6、10】要保護児童の親族にあつては除く。

【注釈 4】親族に養育を委ねた場合に、その親族が経済的に生活が困窮するなど結果として児童福祉施設への入所措置を余儀なくされる場合に適用する。

【注釈 5】短期条件付・レスパイト限定付養育家庭の申込みにあつては、主たる養育者となる者の年齢が 65 歳以上であっても行うことができる。

【注釈 7】里親申込者には、社会通念上事実上の婚姻関係にある者を含む。

【注釈 8】里親申込者が十分に児童の養育を行うことができる場合は、20 歳以上の子又は父母等と起居を共にし、又はこれらの者が近接地に居住していなくても行うことができる。

【注釈 9】平成 18 年 9 月 30 日以前の里親申込者については、従前の基準である「25 歳以上 65 歳未満であり、配偶者がいること」を適用する。

【注釈 11】「起居を共にし、主たる養育者の補助者として子供の養育に関わることができる、20 歳以上の子又は父母等がいること」の「等」は、原則として親族を示す。ただし、社会通念上事実上の婚姻関係にある同居者については、その同居状態の安定性、継続性を十分に考慮した上で「等」に含めることは差し支えない。